

1 小規模多機能型居宅介護

独自報酬算定要件	単位数
<p><独居高齢者等への支援に関する項目> (対象者加算)</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>1 市内に住所を有する65歳以上の登録者であって次の各号のいずれかに該当するものに対して指定小規模多機能型居宅介護を提供すること。なお、少なくとも月に1回、介護支援専門員が登録者の居宅を訪問し、登録者が次の各号のいずれかに該当している旨を確認し、その結果を居宅サービス計画等に記録すること。</p> <p>(1) 一人暮らしの者</p> <p>(2) 65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者</p> <p>(3) 登録者と同一の世帯に属する全ての者が就労等の理由により6時間以上不在となる日が1月当たりおおむね15日以上である場合の当該登録者</p> <p>2 前項に該当する登録者のうち、同一の世帯に属する全ての者が要介護認定を受けている登録者に対し、通い・宿泊サービスを提供しない日においても、訪問サービスや電話連絡による見守りを行い、その内容を記録すること。ただし、国立市の行う食事サービスその他の手段により見守りが確保されている日については、特に見守りを要しない。</p> <p>3 前項に規定する見守りの際に、登録者と連絡が取れない状況が生じた場合には、速やかに安否確認を行い、必要に応じて国立市地域包括支援センターに連絡すること。</p>	<p>400 単位</p>
<p><認知症ケアの充実に関する項目> (体制加算)</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>1 認知症介護実践リーダー研修を修了している常勤の者を1人以上配置すること。</p> <p>2 前項に規定する者を中心に、事業所内で認知症ケアに関する技術向上を目的とした勉強会を月に1回以上開催し、</p>	<p>400 単位</p>

<p>その実施状況を記録すること。</p> <p>3 登録者の家族や地域住民を対象に、自主事業として、認知症カフェや認知症ケアに関する相談支援の場の提供又はこれらに類似する介護者支援事業（以下単に「介護者支援事業」という。）を年間計画に基づいて年2回以上実施し、市に報告すること。なお、開催場所は、事業所内に限らないものとする。</p>	
<p><開かれた運営体制の構築に関する項目>（体制加算）</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>1 年間計画に基づいて、年1回以上、地域の町会・自治会、福祉の体験学習の受入れ等、地域活動に積極的に参加していること。</p> <p>2 年間計画に基づいて、年1回以上、地域住民も参加することができる行事を開催し、登録者でない地域住民が気軽に立ち寄ることができる仕組みを設けること。なお、<認知症ケアの充実に関する項目>の算定要件として実施した介護者支援事業については、地域住民を対象としたものであれば、本要件の算定に計上しても差し支えない。</p> <p>3 地域の介護事業者で組織する国立市介護保険事業者連絡会及び専門部会に参画し、意見交換と情報共有を行うこと。また、そこで得られた情報を事業所内で共有すること。</p>	<p>200 単位</p>

2 看護小規模多機能型居宅介護

独自報酬算定要件	単位数
<p><独居高齢者等への支援に関する項目>（対象者加算）</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>1 市内に住所を有する65歳以上の登録者であって次の各</p>	<p>400 単位</p>

<p>号のいずれかに該当するものに対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供すること。なお、少なくとも月に1回、介護支援専門員が登録者の居宅を訪問し、登録者が次の各号のいずれかに該当している旨を確認し、その結果を居宅サービス計画等に記録すること。</p> <p>(1) 一人暮らしの者</p> <p>(2) 65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者</p> <p>(3) 登録者と同一の世帯に属する全ての者が就労等の理由により6時間以上不在となる日が1月当たりおおむね15日以上である場合の当該登録者</p> <p>2 前項に該当する登録者のうち、同一の世帯に属する全ての者が要介護認定を受けている登録者に対し、通い・宿泊サービスを提供しない日においても、訪問サービスや電話連絡による見守りを行い、その内容を記録すること。ただし、国立市の行う食事サービスその他の手段により見守りが確保されている日については、特に見守りを要しない。</p> <p>3 前項に規定する見守りの際に、登録者と連絡が取れない状況が生じた場合には、速やかに安否確認を行い、必要に応じて国立市地域包括支援センターに連絡すること。</p>	
<p><認知症ケアの充実に関する項目> (体制加算)</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>1 認知症介護実践リーダー研修を修了している常勤の者を1人以上配置すること。</p> <p>2 前項に規定する者を中心に、事業所内で認知症ケアに関する技術向上を目的とした勉強会を月に1回以上開催し、その実施状況を記録すること。</p> <p>3 登録者の家族や地域住民を対象に、自主事業として、介護者支援事業を年間計画に基づいて年2回以上実施し、市に報告すること。なお、開催場所は、事業所内に限らないものとする。</p>	<p>400 単位</p>

<p>＜開かれた運営体制の構築に関する項目＞（体制加算）</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <ol style="list-style-type: none">1 年間計画に基づいて、年1回以上、地域の町会・自治会、福祉の体験学習の受入れ等、地域活動に積極的に参加していること。2 年間計画に基づいて、年1回以上、地域住民も参加することができる行事を開催し、登録者でない地域住民が気軽に立ち寄ることができる仕組みを設けること。なお、＜認知症ケアの充実に関する項目＞の算定要件として実施した介護者支援事業については、地域住民を対象としたものであれば、本要件の算定に計上しても差し支えない。3 地域の介護事業者で組織する国立市介護保険事業者連絡会及び専門部会に参画し、意見交換と情報共有を行うこと。また、そこで得られた情報を事業所内で共有すること。	200 単位
---	-----------